廃棄物の処理方法

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは事業系廃棄物となります。

車業系廃棄物け	事業系一般廃棄物と再生資源化物、	産業廃棄物に区分してください	
ずれがかれがい	ず未ぶ 似地未物と行工見心し物、	注来洗来物に込力してヽたこい。	٥

	ごみの処理に関する宿泊	者への周知方法について、該当する項目	にチェック☑又は	
	必要事項を記入してくだる	さい		
1	. 宿泊者に対する、ごみ <i>の</i>)分別の周知について		
	利用案内書へ記載	室内に掲出(案内文・イラスト)	タブレット端末で表示	
	その他〔)	
2	. 宿泊者に対し、ごみを屋	屋外に持ち出さない旨の周知について		
	利用案内書へ記載	室内に掲出(案内文・イラスト)	タブレット端末で表示	
	その他〔)	

分別したごみは、住宅宿泊事業者において敷地内保管場所へ持ち出してください。 他の居住者のごみとは混ざらないよう、必ず区分してください。

他の居住者のごみとは混ざらないよう、必ず区分してください。	
宿泊者が出したごみの集積・保管場所や他の居住者が出したごみとの区分方法について、	
該当する項目にチェックロ又は必要事項を記入してください。	
3 . 集積・保管場所の位置()	
玄関横 ごみ集積所 駐車場内 その他〔)
4.居住者ごみとの区分方法(例:場所・容器・仕切り線などによる区分)	
集積・保管場所の写真を添付してください。	

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは、廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。 産業廃棄物の「収集運搬業者」「処分業者」との契約は必ず書面にて行ってください。

	廃棄物の処理を委託する業者名	を記入してください。	
5	. 一般廃棄物収集運搬業者名	()
	再生資源化物収集運搬業者名	[)
	産業廃棄物収集運搬業者名	[)
	産業廃棄物処分業者名	()

お問い合わせ先

環境局事業部一般廃棄物指導課

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

電話:06-6630-3271 e-mail:ja0007@city.osaka.lg.jp